



# 鳥取県公報

令和7年2月28日(金)  
第9673号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県私立学校審議会の委員の定数の一部改正(94) (総合教育推進課) . . . . . 2
	保安林の指定予定(95) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	令和6管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)等の知事管理漁獲可能量の変更 (2件)(96・97) (漁業調整課) . . . . . 2
	県道の供用の開始(98) (道路企画課) . . . . . 3
	指定障害児通所支援事業者の指定(99) (西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(100) (〃) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出(101) (〃) . . . . . 4
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知(森林づくり推進課) . . . . 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定(2件) (美術館) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第94号

平成17年鳥取県告示第278号（鳥取県私立学校審議会の委員の定数について）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第9条第1項</u> の規定に基づき、鳥取県私立学校審議会の委員の定数を12人とし、昭和51年鳥取県告示第473号（鳥取県私立学校審議会の委員の定数について）は、廃止する。	私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第10条第1項</u> の規定に基づき、鳥取県私立学校審議会の委員の定数を12人とし、昭和51年鳥取県告示第473号（鳥取県私立学校審議会の委員の定数について）は、廃止する。

## 鳥取県告示第95号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市河原町小河内字鳥羽662の26、字奥山935の106から935の108まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第96号

令和6年鳥取県告示第203号（令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和7年1月20日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県その他漁業	0.1トン	0.3トン

	県留保枠	0.4 トン	0.2 トン
--	------	--------	--------

**鳥取県告示第97号**

令和6年鳥取県告示第203号（令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和7年2月3日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県その他漁業	0.3 トン	0.4 トン
	県留保枠	0.2 トン	0.1 トン

**鳥取県告示第98号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年2月28日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
大栄赤碕線	東伯郡琴浦町大字逢東字東大深田45-4地先から同大字字御供田44地先まで	令和7年2月28日
〃	東伯郡琴浦町大字逢東字御供田44-2地先から同字23-4地先まで	〃
本鹿高福線	鳥取市河原町佐貫字黒田1206-1地先から同市河原町佐貫字神田755-4地先まで	令和7年3月1日

**鳥取県告示第99号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
グーニーズ合同会社	境港市上道町159-3	グーニーズ L i g h t	米子市尾高781-38	放課後等デイサービス	令和7年3月1日

**鳥取県告示第100号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称	指定に係る事業所	指定に係る事業所	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
--------	----------	----------	-------	-------	---------

又は氏名	の名称	の所在地			
株式会社つづり	訪問看護長砂のかぜ	米子市長砂町875	令和7年2月6日	令和7年3月1日	訪問看護

## 鳥取県告示第101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人真誠会	介護予防センター真誠会	米子市河崎555-2	令和7年1月22日	令和7年2月28日	介護予防通所リハビリテーション

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）早川芳造の所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和7年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和7年1月17日付鳥取県告示第28号）の内容  
（告示の内容）
  - (1) 保安林予定森林の所在場所  
倉吉市上大立字葛根谷平96
  - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

鳥取県地域社会振興部美術館長 尾 崎 信 一 郎

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 美術作品購入（楚蓮香図（円山 応挙）） 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和7年1月30日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 集雅堂株式会社<br>大阪府大阪市中央区北浜二丁目4-9  |
| 5 契約金額             | 38,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県地域社会振興部美術館<br>倉吉市駄経寺町二丁目3-12   |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

鳥取県地域社会振興部美術館長 尾 崎 信 一 郎

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 美術作品購入（溪亭観漁図（池 大雅）） 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和7年1月30日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 古美術柳<br>京都府京都市東山区西之町195   |
| 5 契約金額             | 36,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県地域社会振興部美術館<br>倉吉市駄経寺町二丁目3-12   |